

運転免許試験等の実施基準に関する規程

平成 16 年 3 月 1 日
福井県公安委員会規程第 5 号

改正

平成17年 5月23日公委規程第13号 平成19年 6月 1日公委規程第10号 平成19年 9月18日公委規程第18号
平成20年 5月29日公委規程第 5号 平成20年 9月30日公委規程第10号 平成24年 7月 6日公委規程第13号
平成25年 8月 8日公委規程第 7号 平成26年 5月23日公委規程第 3号 平成29年 3月 3日公委規程第12号
令和元年11月28日公委規程第 8号 令和 3年11月18日公委規程第 9号 令和 4年 5月12日公委規程第15号
令和 5年 6月29日公委規程第15号 令和 5年11月30日公委規程第20号

運転免許試験等の実施基準に関する規程を次のように定める。

運転免許試験等の実施基準に関する規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 運転免許の申請の受理、試験等の実施日等（第 3 条―第 8 条）
- 第 3 章 適性試験の実施基準（第 9 条―第 11 条）
- 第 4 章 技能試験及び技能検査の実施基準（第 12 条）
- 第 5 章 学科試験の実施基準（第 13 条―第 18 条）
- 第 6 章 再試験の実施基準（第 19 条・第 20 条）
- 第 7 章 技能審査の実施基準（第 21 条）
- 第 8 章 本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者に対する自動車等を運転することに支障がないことの確認の実施基準（第 22 条―第 25 条）
- 第 9 章 雑則（第 26 条―第 30 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）及び福井県道路交通法施行細則（昭和 43 年福井県公安委員会規則第 1 号。以下「細則」という。）の規定に基づく、自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許試験、技能検査、再試験、技能審査等（以下「試験等」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、事務を迅速かつ適正に処理することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 適性試験 法第 97 条第 1 項第 1 号に基づく自動車等の運転に必要な適性について

の規則第23条第1項に定める適性試験をいう。

- (2) 技能試験 法第97条第1項第2号に基づく自動車等の運転に必要な技能についての規則第24条に定める技能試験をいう。
- (3) 学科試験 法第97条第1項第3号に基づく自動車等の運転に必要な知識についての規則第25条に定める学科試験をいう。
- (4) 技能検査 法第89条第3項に定める自動車の運転について必要な技能を有するかどうかについて行う規則第18条の2の3に定める技能検査をいう。
- (5) 再試験 法第100条の2第1項に基づく令第36条に定める基準に該当することとなった者に対し当該者が運転することができる自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有するかどうかを確認するために行う試験をいう。
- (6) 技能審査 法第91条の規定により、運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるために行う規則第18条の5に定める審査をいう。
- (7) 外国免許 自動車等の運転に関する本邦の域外にある国又は地域（以下「外国等」という。）の行政庁又は権限のある機関（以下「行政庁等」という。）の免許（当該外国等の行政庁等の免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して3月以上の者が有するものに限る。）をいう。

第2章 運転免許の申請の受理、試験等の実施日等

（運転免許申請書の添付書類及び質問票）

第3条 規則第17条第1項に定める運転免許申請書（規則別記様式第12。以下「免許申請書」という。）に添付し、又は提示する規則第17条第2項第1号に定める住民票の写し及び規則第17条第2項第3号に定める旅券等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写しについては、本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載がされており、かつ、交付日から6月以内のものとする。
- (2) 旅券等については、次のいずれかとする。
 - ア 外国人のうち住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者は、旅券等とする。
 - イ 日本国籍を有する者のうち住民基本台帳法の適用を受けない者は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項に定める戸籍の抄本及び住所地（一時滞在先も含む。）に係る証明書（住所地の区長、町内会長、世帯主、ホテル等の宿泊施設の支配人等、その者の属する法人等の機関が発行したものをいう。以下「居住証明書」という。）とする。

2 免許申請書に添付する書類は、規則第17条第2項各号及び第18条に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 運転免許試験受験票（別記様式第1号。以下「受験票」という。）
- (2) 法第96条の2の規定に該当する者については、路上練習申告書（別記様式第2号）
- (3) 法第96条の3の規定に該当する者については、過去1年以内に受講した法第108条の2第1項第2号に定める講習を受講したことを証明する取消処分者講習終了証明書（細則様式第19号の4）

3 規則第18条の2の2に定める質問票（規則別記様式第12の2）は、免許申請書とともに提出するものとする。

（技能検査申請書の添付書類）

第4条 規則第18条の2の3第2項に定める技能検査申請書（規則別記様式第13）に添付する書類等は、規則第18条の2の3第3項に掲げるもののほか、受験票とする。

第5条 削除

（限定解除審査申請書の添付書類）

第6条 法第91条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者に係る規則第18条の5に定める限定解除審査申請書（規則別記様式第13の5）に添付する書類等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 限定解除審査受験票（別記様式第3号）
- (2) 申請用写真（規則第17条第2項第10号に定める申請用写真をいう。）
（再試験受験申込書の受理）

第7条 法第100条の2に定める基準に該当する初心運転者から規則第28条の4に定める再試験受験申込書（規則別記様式第17の3。以下「申込書」という。）の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる要領により受理するものとする。

- (1) 再試験の申込みの受理に当たっては、再試験を行う理由、試験の種類及び試験結果に基づく行政措置について説明するとともに、再試験の通知を受理した後の違反、事故等の有無について確認を行うこと。
- (2) 前号の結果、法第103条に定める運転免許の取消し及び効力の停止並びに法第108条の3の2に定める違反者講習の対象となっている者に対しては、それぞれの処分が終了するまで再試験の実施を延期するものとする。
- (3) 申込書の添付書類は、規則第28条の4第2項及び第3項に掲げるもののほか、再試験受験票（別記様式第4号）を添付させるものとする。

（試験等の実施日）

第8条 試験等は、毎日行うものとする。ただし、実施日が福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に定める県の休日に当たるときは行わない。

第3章 適性試験の実施基準

（適性試験の実施）

第9条 適性試験は、自動車等の運転に関し必要な視力、色彩識別能力、深視力、聴力及び運動能力について行うものとする。

（適性試験の実施基準）

第10条 適性試験は、次の各号に掲げる方法により行うものとし、合格基準については、規則第23条第1項の規定によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 必要な視力の適性試験（以下「視力試験」という。）は、万国式視力表又は視力検査器により、裸眼又は眼鏡若しくはコンタクトレンズ（角膜矯正用コンタクトレンズを含む。）を使用して両眼及び左右個々の視力について行うこととし、個々の視力試験については、他眼を確実に遮へいして行うこと。
- (2) 前号の場合において、両眼の合格基準に達したものの、左右いずれかの視力が合格

基準に達しない者又は一眼が見えない者については、視野検査器により視力試験を行うこと。この場合において、検査する眼の接着と他眼の遮へい、中心点の凝視、顎の位置の固定等を確実に行わせること。

- (3) 色彩識別能力の適性試験は、色別検査器により行うこととし、赤色、青色及び黄色が誤りなく識別できることをもって合格とすること。
- (4) 深視力の適性試験は、三桿法の奥行知覚検査器により、続けて3回検査し、その平均誤差が2センチメートル以下をもって合格とすること。
- (5) 聴力の適性試験は、他の試験を行う場合の質問及び指示に対する回答の状況により行うこととし、通常の会話が聞き取れることをもって合格とすること。この場合において、聴力に支障があると認められる場合は、屋外の一般道路とほぼ同様の騒音状態（自動車が連続進行している状態をいう。）において、受験者の後方10メートルの位置から道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の規定に適合した警音器の音を数回鳴らし、受験者に聞こえたときは手を挙げさせる方法により行うこととし、その過半数が聞き取れることをもって合格とすること。補聴器を使用して行う場合も同様とする。
- (6) 第5号に定めるもののほか、補聴器を使用しても警報器の音が聞こえない者が、後方の自動車等を確認することができる特定後写鏡等（ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置）を装着した準中型自動車又は普通自動車を安全に運転することに支障がないと認められる場合は、準中型自動車第一種免許（以下「準中型免許」という。）、普通自動車第一種免許（以下「普通免許」という。）、準中型自動車仮免許及び普通自動車仮免許に係る聴力の適性試験は合格とすること。
- (7) 運動能力の適性試験は、運動能力検査法（別表第1）により行うこととし、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障がいがないこと（外見からの観察のみにとらわれることなく、その状態を十分見極めた上で身体に障がいがないと認められることをいう。）をもって合格とすること。ただし、四肢又は体幹の障がいはあるが、四肢又は体幹の障がいがある者に対する適性試験の実施要領（別表第2）により、その者の身体の状態に応じた装置、用具等の補助手段を講じることにより、自動車等の運転に支障がないと認める場合又は言語機能に支障がある者であって、第5号の適性試験に合格し、かつ、口話、手話、筆談等の手段を用いることによって意思の疎通ができる場合は、合格とすること。

（事前検査等）

第11条 新たに運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者から身体の障がいのため免許の取得について事前に相談があった場合は、運転免許試験の実施の前に細則第31条第2項第3号の適性検査を実施するものとし、その結果、免許の取得が可能な者に対しては、運転することができる自動車等の種類を限定するなど自動車等を運転するに当たり、必要な条件を付する旨通知するものとする。

第4章 技能試験及び技能検査の実施基準

（技能試験等の実施基準）

第12条 技能試験及び技能検査の実施基準は、別に定める。

第5章 学科試験の実施基準

(学科試験の実施基準)

第13条 学科試験の問題集（以下「問題集」という。）については、福井県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が学科試験を実施する当日に指定するものとする。

2 学科試験の解答は、学科試験答案用紙（別記様式第5号）により行わせるものとする。

3 学科試験に合格した者が他の試験等の実施を別日に指定された場合又は受験の結果不合格となった場合については、学科試験の合格を証明するため、受験票の学科試験成績証明欄に必要な事項を記載し、福井県公安委員会公印規則（平成13年福井県公安委員会規則第17号）別表に規定する福井県公安委員会印（4号）を押印するものとする。

(出題形式)

第14条 大型自動車第一種免許（以下「大型免許」という。）、中型自動車第一種免許（以下「中型免許」という。）、準中型免許、普通免許、大型特殊自動車第一種免許（以下「大型特殊免許」という。）、大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）及び普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）（以下称して「普通等」という。）並びに大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）、普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）、大型特殊自動車第二種免許及び牽引自動車第二種免許（以下称して「第二種」という。）の学科試験は、文章形式の問題（以下「文章問題」という。）が90問、イラストを使用し実際の交通場面から危険を認知して必要な判断を行う能力を判定する問題（以下「イラスト問題」という。）が5問出題された問題集を使用して行うものとする。

2 小型特殊自動車免許（以下「小特免許」という。）及び一般原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）の学科試験は、文章問題が46問、イラスト問題が2問出題された問題集を使用して行うものとする。

3 大型自動車仮免許、中型自動車仮免許、準中型自動車仮免許及び普通自動車仮免許（以下「仮免許」という。）の学科試験は、文章問題が50問出題された問題集を使用して行うものとし、イラスト問題は出題しない。

4 解答形式は、文章問題が一問一答の正誤式とし、イラスト問題が三肢の正誤式とする。

(出題範囲及び出題基準)

第15条 出題範囲及び出題基準は、法第97条第3項の規定に基づき交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）に規定する内容の範囲において、学科試験出題基準（別表第4）により行うものとする。

2 配点方法は、文章問題が1問1点とし、イラスト問題が1問2点とする。ただし、イラスト問題については、三肢に対する解答が全て正しい場合のみ配点するものとする。

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第6章 再試験の実施基準

(再試験の通知等)

第19条 規則第28条の3に定める再試験通知書（規則別記様式第17の2の2）は、配

達証明郵便により当該対象者に送付するものとする。

- 2 再試験通知書を送付した後、当該対象者が法第100条の2第1項ただし書各号のいずれかに該当することとなった場合は、再試験通知取消通知書（別記様式第6号）により、再試験の通知を取り消す旨の通知を配達証明郵便で送付するものとする。

（再試験の実施基準）

第20条 再試験の実施基準は、規則第28条の2の規定によるほか、第4章の技能試験の実施基準及び第5章の学科試験の実施基準に準じるものとする。

- 2 技能再試験は、学科再試験が合格した者についてのみ行うものとする。
- 3 特別な事由により申込書の提出日に終了しなかった場合は、終了しなかった残りの再試験を改めて行うことができる。この場合において、運転免許課長は、再試験の日時を指定するものとする。

第7章 技能審査の実施基準

（技能審査の実施基準）

第21条 自動車等の運転に関する技能審査の実施基準については別に定めるものとする。

- 2 法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）が行う技能審査は、前項の規定に準じた方法によるものとする。この場合において、指定教習所は、技能審査に合格した者に対し、技能審査合格証明書（別記様式第8号）を交付するものとする。
- 3 指定教習所が行う技能審査に合格した場合は、第6条の定めによるほか、技能審査合格証明書を添付するものとする。
- 4 技能審査合格証明書の有効期間は、指定教習所が行う技能審査に合格した日から起算して3月とする。

第8章 本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者に対する自動車等を運転することに支障がないことの確認の実施基準

（外国免許の確認の実施基準）

第22条 外国等の行政庁等の免許を有する者に対する自動車等を運転することに支障がないことの確認の実施基準については、別に福井県警察本部長が定める。

第23条 削除

第24条 削除

第25条 削除

第9章 雑則

（試験官の指定）

第26条 運転免許課長は、規則第23条第1項に定める適性試験又は規則第25条に定める学科試験を実施する者（以下「試験官」という。）をあらかじめ所属職員の中から指定し、運転免許試験官指定簿（別記様式第9号）を作成するものとする。

- 2 試験官が人事異動等によりその職を離れたときは、前項に係る指定を解除するものとする。

（通訳者の取扱い）

第27条 試験等の受験者に同行する手話通訳者等については、受付並びに適性試験及び学科試験の事前説明まで同行を認めることとし、学科試験開始直前に退場させるものとする。

る。

(試験等の記録)

第28条 試験等を行った者は、試験場別に受験種別ごとの受験者名簿（別記様式第10号）を作成するとともに、運転免許課長に試験の結果を報告するものとする。

(簿冊の保管及び管理)

第29条 次に掲げる簿冊等を備え付け、それぞれ所定の期間これを保存し、試験等の実施について明らかにしておくものとする。

簿冊名	保存年数
学科試験答案用紙	1年（会計年度）
運転免許試験官指定簿	10年（会計年度）
受験者名簿	1年（会計年度）

(その他)

第30条 この規程の実施について必要な事項は、福井県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月23日福井県公安委員会規程第13号）

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成19年6月1日福井県公安委員会規程第10号）

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年9月18日福井県公安委員会規程第18号）

この規程は、平成19年9月19日から施行する。

附 則（平成20年5月29日福井県公安委員会規程第5号）

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日福井県公安委員会規程第10号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日福井県公安委員会規程第13号）

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年8月8日福井県公安委員会規程第7号）

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年5月23日福井県公安委員会規程第3号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月3日福井県公安委員会規程第12号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和元年11月28日福井県公安委員会規程第8号）

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和3年11月18日福井県公安委員会規程第9号）

この規程は、令和3年11月18日から施行する。

附 則（令和4年5月12日福井県公安委員会規程第15号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和5年6月29日福井県公安委員会規程第15号）
この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年11月30日福井県公安委員会規程第20号）
この規程は、令和5年12月11日から施行する。

別表第1 (第10条関係)

運動能力検査法

項目	四肢体幹検査図	検査の手順
肩 ひじ 運動 能力 関節 検査		<p>①両腕を前方に水平にする。 ②両腕を手前に曲げさせる。 ③その際、手首も曲げさせる。 ④①～③を繰り返す。</p>
指 関節 運動 能力 検査		<p>①両腕を前方に水平にする。 ②手のひらを上に向ける。 ③10指を開く。 ④親指から順に屈伸運動を行う。</p>
首 運動 能力 関節 検査		<p>①首を時計回りに旋回させる。 ②首を反時計回りに旋回させる。</p>
膝 運動 能力 関節 検査		<p>①両足を平行にして立たせる。 ②膝関節を曲げさせて、かがめさせる。</p>
足 運動 能力 関節 検査		<p>①右足を前方に出し、大腿部を持ち上げ膝を曲げさせる。 ②足を上げた状態で足首を旋回させる。 ③左足にあっても同様に行う。</p>

別表第 2（第10条関係）

四肢又は体幹の障がいがある者に対する適性試験の実施要領

1 適性試験の対象者

この実施要領による適性試験の対象者は、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障がいがある者とする。

2 適性試験の方法





適性試験は、質問及び四肢の運動を行わせる等の方法により行うほか、障がいの状態若しくは程度又は運転しようとする自動車等に応じた測定器具等を使用し、又は実際に自動車等を操作させる方法により行うこと。



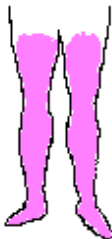

3 合否の判断基準等

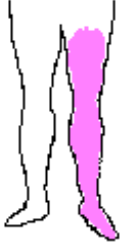

規則第 2 3 条第 1 項の表の運動能力の項に掲げる合格基準に適合するかどうかの判断基準及び運転免許試験に合格した者に与える免許に付与する条件は、障がいの状態と免許の範囲及び条件内容（別表第 3）のとおりとする。

別表第3（第10条関係）

障がいの状態と免許の範囲及び条件内容

身体障がいの状態		免許の範囲	免許の条件内容	
部位	程 度		構造装置などに関するもの	身体に関するもの
両	<p>1 両上肢をひじ関節以上で欠くもの、又は両上肢の用を全く廃したもの</p> 	普通 普通第二種	<p>1 普通車に限るものとする。</p> <p>2 下肢で運転できるAT車に限るものとする。</p>	
	<p>2 両上肢をひじ関節を残して先の部分で欠くもの、又は両上肢の機能に著しい障がいのあるもの</p> 	普通 小特原付 普通第二種	<p>1 AT車に限るものとする（ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、AT車の条件は付さないこともできる。）。</p> <p>2 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。</p>	<p>1 義手（運転操作上有効な義手。以下同じ。）を使用するものとする。</p> <p>2 上肢の機能を補う装具を使用するものとする。</p>
肢	<p>3 両上肢全ての指を欠くもの、又はこれと同等の機能障がいのあるもの</p> 	全ての免許 （大型二輪及び普通二輪を除く。）	身体の状態又は運転の技能によっては、AT車に限るものとする。	
	<p>4 両上肢の親指以外の二指を欠くもの、又はこれと同等の機能障がいのあるもの</p> 	全ての免許	二輪車については、身体の状態又は運転の技能によっては、AT車に限るものとする。	

片 上 肢	<p>1 片上肢を肩関節から先の部分で欠くもの、又は片上肢の機能を全廃したもの</p> 	<p>全ての免許（大型二輪及び普通二輪を除く。）</p>	<p>1 AT車に限るものとする。 2 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。</p>	
	<p>2 片上肢のひじ関節を残して先の部分で欠くもの、又はこれと同等の機能障がいのあるもの</p> 	<p>全ての免許（大型二輪を除く。）</p>	<p>1 身体の状態又は運転の技能によっては、AT車に限るものとする。 2 普通二輪車は、小型二輪車に限るものとする。 3 二輪車及び原付車については、AT車に限るものとする。</p>	<p>1 義手を使用するものとする。 2 片上肢の機能を補う装具を使用するものとする。</p>
両 下 肢	<p>1 両下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は両下肢の機能を全廃したもの</p> 	<p>普通 小特 原付 普通第二種</p>	<p>1 AT車でアクセル・ブレーキは手動式に限るものとする。 2 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。</p>	<p>義足（運転操作上有効な義足。以下同じ。）を使用するものとする。</p>
	<p>2 両下肢をひざ関節から先の部分で欠くもの、又は両下肢の機能に著しい障がいのあるもの</p> 	<p>全ての免許（大型二輪を除く。）</p>	<p>1 身体の状態又は運転の技能によっては、AT車又はAT車でアクセル・ブレーキは手動式に限るものとする。 2 普通二輪車は、小型二輪車に限るものとする。</p>	<p>1 義足を使用するものとする。 2 下肢の機能を補う装具を使用するものとする。</p>

片	<p>1 片下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能を全廃したもの</p> 	<p>全ての免許（大型二輪及び普通二輪を除く。）</p>	<p>1 AT車に限るものとする。 2 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。</p>	<p>義足を使用するものとする（身体の状態から、身体の安定を保つことができると認められるときは条件を付さないことができる。）。</p>
下肢	<p>2 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能に著しい障がいのあるもの</p> 	<p>全ての免許</p>	<p>身体の状態又は運転の技能によっては、AT車に限るものとする。</p>	<p>1 義足を使用するものとする。 2 片下肢の機能を補う装具を使用するものとする。</p>
障がい が重複 する 場合	<p>1 上肢及び下肢に著しい障がいのあるもの 2 四肢のほか、頭部、体幹に機能障がいのあるもの</p>	<p>普通 小特 原付 普通第二種</p>	<p>AT車に限るものとする。ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、AT車に限る条件は付さないこともできる。</p>	
備考	<p>1 免許の条件の記載は、運転することができる自動車の種類の限定、構造装置に関するもの、身体に関するものを組み合わせて行うこと。 2 特別に改造をした車両を使用して技能試験を行った場合は、当該使用車両と同じ条件のものに限ること。</p>			

別表第4（第15条関係）

学科試験出題基準

		出 題 範 囲		出 題 区 分				
問 題 形 式	交通の方法に関する教則		第 二 種	普 通 等	小 特	原 付	仮 免 許	
	章	節						
文 章	1 歩行者と運転者に共通の心得	1 基本的な心構え 2 信号、標識・標示に従うこと。 3 警察官などの指示に従うこと。 4 道路ではいけないことなど	13	12	10	8	12	
	4 自動車を運転する前の心得	1 運転に当たっての注意 2 運転免許の仕組み	6	11	7	4	4	
		3 自動車の点検 4 乗車と積載 5 安全運転に必要な知識など					-	
	5 自動車や一般原動機付自転車の運転の方法	1 安全な発進 2 自動車の通行するところ 3 歩行者の保護など 4 安全な速度と車間距離 5 進路変更など 6 追越しなど 7 交差点の通り方 8 駐車と停車 9 オートマチック車などの運転	30	35	19	18	33	
	6 危険な場所などでの運転	1 踏切 2 坂道・カーブ 3 夜間 4 悪天候など 5 緊急時の措置	9	10	8	5	1	
	7 高速道路での走行	1 高速道路に入る前の心得 2 走行上の注意	8	7	-	-	-	
	8 二輪車の運転の方法	1 二輪車の運転者の心得 2 正しい乗り方 3 安全な運転の方法 4 ブレーキの掛け方 5 オートマチック二輪車の運転 6 その他注意しなければならないこと。	-	11	-	8	-	

	9 旅客自動車や 代行運転自動車 の運転者などの 心得		20	-	-	-	-
	10 交通事故、故 障、災害などの とき	1 交通事故のとき 2 故障などのとき 3 災害などのとき	3	3	2	2	-
	11 自動車所有 者、使用者、安 全運転管理者、 自動車運転代行 業者などの心得	1 自動車所有者などの義務に関すること。	1	1	-	1	-
イ ラ ス ト	危険の予測に係わるものについて、各章各節の内容を横断的に取り扱 う。		10	10	4	4	-
合 計 (配点)			100		50		
制限時間 (分)			50		30		
合格基準 (%)			90				

注 交通の方法に関する教則第5章第8節の駐車と停車、第6章第3節夜間（3-2灯火）、第4節悪天候
など及び第5節緊急時の措置は、仮免許の出題区分から除く。

様式省略